

●香川県告示第133号

平成4年香川県告示第822号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市及び三豊市における民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成19年3月5日から適用する。

平成19年3月27日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	民生委員協議会区域	町名	市町名	民生委員協議会区域	町名
略			略		
観音寺市	観音寺地区	観音寺町、 <u>茂木町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、有明町、八幡町1丁目、2丁目及び3丁目、天神町1丁目、2丁目及び3丁目、坂本町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目、昭和町1丁目、2丁目及び3丁目、南町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、三本松町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、琴浪町1丁目及び2丁目並びに瀬戸町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目</u>	観音寺市	観音寺地区	観音寺町、 <u>有明町、八幡町1丁目、2丁目及び3丁目、三本松町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、琴浪町1丁目及び2丁目、瀬戸町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、昭和町1丁目、2丁目及び3丁目、坂本町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目、天神町1丁目、2丁目及び3丁目並びに茂木町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目</u>
略			略		
略			略		